

回 答 書

業務名：東金市公共施設等最適化検討基礎調査業務委託

・実施要領に関するもの（ページ順）

整理 番号	該当箇所	質問事項	回答
1	実施要領 P3 8 (1) ①	企画提案書には社名を記載してもよいという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	実施要領 P3 8 (1) ①	企画提案書へ社名等を記載することの可否についてご教示ください。 また、企画提案書の正本・副本の違いにつき、ご教示ください。	社名等の記載は可とします。 また正本・副本の違いにつきまして、 正本は本プロポーザルの他、契約締結に至った場合、契約事務に使用します。副本は正本と同一内容の控えとなります。
3	実施要領 P3 8 (1) ②	見積書の内訳は不要という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	実施要領 P4 9 (2)	プレゼンテーション時の資料は、提案書に基づくパワーポイント等のスライド資料を作成して説明時に使用して良いでしょうか。あるいは、提案書以外の使用は認められず、提案書を投影して要点を説明することになりますでしょうか。	企画提案書以外の使用は不可とします。 なお、プロジェクターの使用は必須ではありません。
5	実施要領 P4 9 (2)	プレゼンテーションにおいてスクリーンには企画提案書のデータのみ投影できるという理解でよろしいでしょうか。 (企画提案書以外のデータまたは企画提案書を再編集したプレゼンテーション用のデータを投影することが可能か確認したい趣旨です。)	お見込みのとおりです。 なお、プロジェクターの使用は必須ではありません。

6	実施要領 P4 9 (2)	見積金額の評価は金額の多寡により評価されるという理解でよろしいでしょうか。また見積額に係る得点の計算方法についてご教示ください。	お見込みのとおりです。 また計算方法について、 ・ 最低見積金額を提示した者 → 10点 ・ 次点の金額を提示した者 → 8点 ・ 3位以下の金額を提示した者 → 5点 として計算します。
7	実施要領 P5 14 (6) (7)	企画提案書には一般的にノウハウなど企業の営業上の秘密事項が含まれるものと認識しています。このため、情報開示請求があった場合、東金市情報公開条例第5条第1項第2項アに該当するものとして取り扱っていただけませんか。また契約候補者として選定された場合にあっては、企画提案書の著作権等については提出者に留保されることにしていただけませんか。	本プロポーザルにおける情報開示請求があった場合、東金市情報公開条例に照らし、公にすることにより参加者の正当な利益が害される恐れがあると市が認めた場合は不開示としますが、現時点において不開示について確約するものではありません。 また、企画提案書の著作権等につきましては、実施要領14その他事項(7)に明確に記載しており、当該事項を承諾の上、ご参加いただいているものと認識しています。

・仕様書に関するもの（ページ順）

整理 番号	該当箇所	質問事項	回答
1	仕様書 P4 第3章 23 (1)	現時点での公共施設の廃止や統廃合の予定は、「東金市公共建築物個別施設計画（第1期）（令和3年3月）」「公共施設等総合管理計画（令和4年3月改訂）」に記載されている内容が最新の状況となりますでしょうか。上記計画以降に廃止施設の予定等の決定事項がございましたら、ご教示いただければと	令和4年3月（公共施設等総合管理計画改訂）以降、以下の変更点があります。 ① 各地区公民館の名称変更（例：中央公民館→中央コミュニティセンター） ※公共施設等総合管理計画 P7

		思います。	② 東金幼稚園の閉園(令和 6 年 3 月) ※公共施設等総合管理計画 P9 ③ 正気幼稚園のこども園への転換 (正気こども園) ※公共施設等総合管理計画 P9 ④ 源幼稚園の閉園 (令和 4 年 3 月) ※公共施設等総合管理計画 P9 ⑤ 第 1 保育所の閉園(令和 6 年 3 月) ※公共施設等総合管理計画 P9 ⑥ 第 4 保育所のこども園への転換 (豊成こども園) ※公共施設等総合管理計画 P9 ⑦ 嶺南幼稚園の閉園(令和 9 年 3 月) ※公共施設等総合管理計画 P9 その他の決定事項はありません。
2	仕様書 P4 第 3 章 2 3 (1)	「市全体の公共施設（文教施設等を含む。）の現状と課題を整理」とありますが、文中に記載の上位計画の他、「既往資料」等のご提供はありますでしょうか。	事業着手後協議の上、可能な範囲で資料を提供します。
3	仕様書 P4 第 3 章 2 3 (1)	本業務の対象となる公共施設について、現地調査による現況把握は不要という理解でよろしいでしょうか。	状況により現地調査もあり得ます。
4	仕様書 P4、P5 第 3 章 2 3 (2) ② (3) ①	インフラの状況の既往資料については、道路、上下水道等の整備状況について、電子データ（GIS 等の座標付きデータ）の形式で存在すると考えてよろしいでしょうか。	道路及び下水道に関しては各所管課でのシステム利用を目的とした GIS データが存在しますが、契約等の都合上使用不可の可能性が高いです。 また上水道に関しては、山武郡市広域水道企業団所管のため不明です。 よって GIS データは存在しないものとして想定してください。

5	仕様書 P5 第 3 章 2 3 (2) ④	「東金駅東口の人分析・整理」を行う目的は以下のいずれかと推察していますが、具体的にどのようなことを想定されていますでしょうか。 ①「調査対象区域に限定した狭域での視点に基づき、調査対象区内の人の動きを集計・分析するため」に実施。 ②「市全域などを想定した広域での視点に基づき、居住地等の属性データなどを活用して、調査対象区域外の人の動きを集計・分施するため」に実施。	当該項目は、東金駅周辺地域及び市役所周辺地域がその他地域と比較して、東金駅東口改札設置による影響を大きく受けることを踏まえたものです。また、改札設置による影響は市全域へも少なからずあるものと思われ、あらゆる可能性を想定すべきと考えます。 しかしながら、市ではこの観点に基づく効果的な分析・整理手法について十分な見識を有しておりません。 このような事情を踏まえた上で本プロポーザルにおいてご提案いただけると幸いです。
6	仕様書 P5 第 3 章 2 3 (2) ⑥	東金駅東口の改札設置に関する詳細資料（改札数の規模等が分かる参考資料等）のご提供はありますでしょうか。	事業着手後協議の上、可能な範囲で資料を提供します。
7	仕様書 P5 第 3 章 2 3 (3) ①② (4)	「既往資料」は貴市からご提供頂けるという理解でよろしいでしょうか。	事業着手後協議の上、可能な範囲で資料を提供します。
8	仕様書 P5 第 3 章 2 3 (4) ②	市役所周辺地域内の土地（敷地）の形状及び権利関係（所有権）について、該当する資料を貴市からご提供いただけるという理解でよろしいでしょうか。	事業着手後協議の上、可能な範囲で資料を提供します。
9	仕様書 P6 第 3 章 2 3 (5) ③	「東金中央公園を再配置するプラン」とありますが、当該プラン案を検討する場合、面積規模は基本的に現状と同程度もしくは同程度以上という理解でよろしいでしょうか。	あらゆる可能性を検討するため、面積規模の制約はありません。
10	仕様書 P6	庁内検討会議（3 回）の開催時期につ	業務の性質上、議会への報告は必須

	第 3 章 2 3 (6)	いて、想定されている時期があれば、ご 教示ください。	と考えており、各定例会（9 月、12 月、 3 月）前での開催を想定しています。
--	---------------------	-------------------------------	---